

合理的配慮の法と教育について

金子宏直（東京工業大学）

令和6年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）（平成25年法律第65号）第8条2項により、公共機関のみならず民間事業者も障がい者へ合理的配慮が義務になった。障害の種類も程度も多様であり、法律で合理的配慮の内容までを定められないため、同法の趣旨に基づいて具体的事例で対応を考える必要がある。そのための法教育について検討する必要がある。

合理的配慮の教育における問題は、これまで教育機関が障がいなどをもつ生徒、学生、受験生に対して、他の生徒等に比べて不公平・不利益にならないような考慮、合理的配慮の客体としての議論がされてきた。しかし、障害者差別解消法が定める障がい者への合理的配慮を社会的に実現するためには、生徒や学生が合理的配慮の主体になるための教育についても検討する必要がある。

一方、社会で配慮が求められるのは障がい者に限らず、高齢者、子ども、妊産婦、傷病者（おもいやり対象者）も含まれる。この点に関して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（いわゆる新バリアフリー法）は、公共交通機関、公共施設の円滑な利用の側面での「必要となる支援」、「適正な配慮」、「必要な協力」に関する努力義務（第7条）を定める。

両法両規定の合理的配慮も適正な配慮の趣旨には、一般の私人に対して一般条項として何らかの行為を求める法規範である点で共通し、道徳、モラル、倫理の問題とは切り離して考える必要がある。

本発表では、合理的配慮を対象に、一般条項の行為規範としての法規範の概念をどのように教示するのかについて検討する。